



10月の納税は

町・県民税の3期分です

町や県の事業が円滑に行なえるよう、今から納税の準備をして、10月31日の納期限までに完納するようにいたしましょう。

行政連絡区画の設定と編成表

ブロック	区画名称	現行区画の名称
1	本町	2区、3区、4区、8区の1部、9区の1部
2	諫	8区の1部、5区の1部
3	柏白常新	5区、1区、7区、6区7区の1部
4	山木盛富	1区、1部、根戸新田の1部
5	とと	1区の1部、根戸下の1部、殿塚注宅
6	寿東野	10区、9区の1部、11の2の1部
7	高野山	11の2の1部、高野山新田、才登
8	高根久土並	根戸ト、根戸中
9	久土並	9区の1部、3区の1部、城山
10	久土並	9区、10区、4区の1部
11	久土並	9区、10区、4区の1部
12	久土並	9区、10区、4区の1部
13	久土並	9区、10区、4区の1部
14	久土並	9区、10区、4区の1部
15	久土並	9区、10区、4区の1部
16	久土並	9区、10区、4区の1部
17	久土並	9区、10区、4区の1部
18	久土並	9区、10区、4区の1部
19	久土並	9区、10区、4区の1部
20	久土並	9区、10区、4区の1部
21	久土並	9区、10区、4区の1部
22	久土並	9区、10区、4区の1部
23	久土並	9区、10区、4区の1部
24	久土並	9区、10区、4区の1部
25	久土並	9区、10区、4区の1部
26	久土並	9区、10区、4区の1部
27	久土並	9区、10区、4区の1部
28	久土並	9区、10区、4区の1部
29	久土並	9区、10区、4区の1部

改正する理由

現在、町内は約六十の地域にわかれ、それぞれ区長、連絡員が行政連絡の仕事をこなしていますが、地域とも自主的な団体であるため区長、連絡員の職務におのずから限界が生じてくることはやむを得ません。また、構成世帯が多いところで四百世帯、すくないところでは二十数世帯、との差が大きく、地域の広さなども一定していません。そのほか、故えあければいろいろと改正すべき点が多くあります。

行政連絡組織の機構の原則

町の行政執行という面から考えた場合は、町を中心とした適正規模のものに組織を樹立すべきものと考へられます。自治的、親睦的団体がイコール行政連絡組織というものは最も理想的ではありますが、さき述べてのように障害が、多

行政連絡区画および名称の整備

行政連絡区画は行政連絡が適正におこなわれる区画を理想とし、得る町発展に對したものでなければならぬことと当然です。

建築などに各種の制限

最近の建築ブームの波にのって、天王台区画整理地区内でも、天かん土地の売買や建築も行なわれるような様子が見えつています。しかし、この地区内では自分の土地だからといって建築や工事などを自由にできません。町ではこの事業の早期完成に努力をしていますが、完成するまでの間次の制限などについてしゅうぶんに注意ください。

区画整理地域内での

も適用を受けず。
 ⑤五トン以上の積り積み、または設置
 これらのことをおこなう時には、あらかじめ知事等の許可を受けなければなりません。この申請書用紙は開発課区画整理現場事務所にあります。この許可を受けてから建築確認申請書をおくるときは、都市計画課へ提出してください。

土地等の売買

区画整理事業が施行されても、移転したり売却しなくても、土地家屋の売買や権利の譲渡は一般の場合と同様に特別の制限を受けずに行なうことができます。しかし、区画整理地区内の土地は使用について種々の制限が加えられているため、清算金の負担がかかる場合

街路工事に着手

……東我孫子に新道路……

土地区画整理事業は町をキチンと整理して住みよい町につくりかえることに着手し、このほど完成しようとしています。

この街路は成田線東我孫子駅近くの向口踏切りから北方へ一直線に畑地を切りひらいて成田街道に通ずる幅八メートル、延長五十七メートルの道路です。

なお、現在の向口踏切りは歩行者用の車の通行禁止踏切りでしたが、この街路につくりかえられるようこの踏切りも八メートルにひろげられ警備器も新設し、交通の安全をはかることになっています。



〔工事中の東我孫子駅近くの新道路〕

行政連絡の円滑化に新制度

町内を二十九のブロックに

住みよい町にするには、いろいろの事情がその要件になりますが、なんといっても一人一人のみなさんと町役場とが密接な関係を持ち、おたがいの意志の疎通(行政連絡)が円滑に行なわれることが、一番基本となることと考へられます。この意志の疎通を行なう組織をわたくしたちは普通町内制度または区制制度などと呼んでいます。わたくしは言葉で行政連絡組織と

したがって、これらをよく検討してよりよい町内制度をつくり、円滑な行政を行ないたいというところに町内制度改正の意義があるわけですが、

行政連絡組織の整備

したがって、行政連絡組織内での行政連絡は町の責任において、おこなわれるべきで、専門員による行政連絡をおこなうことが最も妥当であると考えられます。

行政連絡区画

行政連絡区画は行政連絡が適正におこなわれる区画を理想とし、得る町発展に對したものでなければならぬことと当然です。

行政連絡員の設置

行政連絡員は、純行政的な立場から区画内の住民のなかから適任者を一名町長が任命するものとしますが、特殊事情のある地域にあつては区長任員のうちから推せんによつてもうすつかえないものとします。

行政連絡員の職務

行政連絡員の職務は現在の区長連絡員の職務内容とはほぼ同じですが、住民の把握に關しては、とくに次の二点が強調されています。

行政連絡員の職務

① 振入、振出等の通報措置
 ② 世帯台帳等の作成

以上のように、本制度は町の町内制度上画期的な改革ともいえるもので、得るにわたる町内住民に対する行政連絡をさかためて重要なものとします。

- ①本町
- ②新富町
- ③久寺家町
- ④緑町
- ⑤寿町
- ⑥土谷津町
- ⑦柏木町
- ⑧東町
- ⑨並木町
- ⑩白山町
- ⑪高野山町
- ⑫柴崎町
- ⑬常盤町
- ⑭根戸町
- ⑮青山町

新行政区画図

- ⑯岡部町
- ⑰芝原町
- ⑱布佐合町
- ⑳下ヶ戸町
- ㉑中山町
- ㉒布佐下町
- ㉓東我孫子町
- ㉔富里町
- ㉕柴町
- ㉖天王台町
- ㉗朝日町
- ㉘都町
- ㉙湖北台町
- ㉚新木町



